

東京電力福島第一原発事故の刑事責任を問う！

傍聴速報 Vol.1

現在、東京地裁 104 号法廷で東京電力元幹部 3 名の刑事裁判が行われています。毎回、福島から原発事故被害者たちが上京し、傍聴に入っております。証人尋問では、今まで隠されていた真実が徐々に明らかになってきています。私たち福島県民は二度と同じ被害者が生まれないように、責任を取るべき人にしっかりと取ってほしいという願いから、この裁判に関わり続けています。みなさまも関心を持って、本裁判の行方をご注視ください。

2018 年 5 月 9 日「第 11 回公判」傍聴記

人見 やよい



島崎邦彦さんの証言は衝撃的だった。2002 年の地震本部の長期評価公表には、**内閣府から「圧力」**（「圧力」と何度も証言！）があったのだという。その改訂第 2 版が公表されるはずだった 2011 年 3 月 9 日には、推本の事務局から延期を提案されて了承した。もし予定通り公表されていたら、311 の前日 3 月 10 日に報道されていたはずだ。

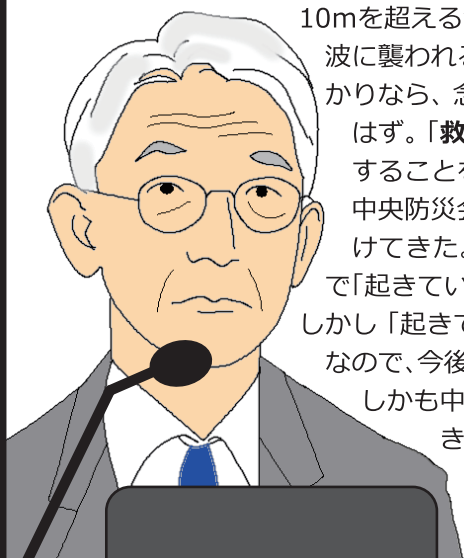
10m を超える津波が起こり、海岸から 3 ~ 4 km の内陸でも津波に襲われる恐れがあるという「衝撃的な警鐘」を読んだばかりなら、念のために高台に避難しようという人も大勢いたはず。「**救えた命もあったのではないか**。なんで 4 月に延期することを了承したのかと、**自分を責めた**」と島崎さん。中央防災会議の委員は、科学的知見に反してまで難癖をつけてきた。福島県沖は 400 年間大地震が起きていないので「**起きていないところは起きない**」として対策を否定した。しかし「**起きていないところはエネルギーを溜めているところ**」なので、今後、起こりうる情報を持つ地域が地震学の常識。

しかも中央防災会議は、首都圏直下の地震に関しては「**起きていないところでも起こる可能性がある**」として対策を検討しているというのだ。

首都圏では対策し、福島では対策をしない！

私はとても悔しい。福島も宮城も岩手も国や東電からナメられていたのだ。「いのち」の軽視は絶対に許さない！
裁判で真実を解明する！

<https://shien-dan.org/> 福島原発刑事訴訟支援団



第11回公判 証人

島崎邦彦氏 (東京大学名誉教授)

東京電力福島第一原発事故の刑事責任を問う！

傍聴速報 Vol.2

東京電力旧経営陣 3 人が業務上過失致死傷罪で強制起訴された裁判は、現在、東京地裁 104 号法廷において、20 人を超える証人を呼ぶ集中審理が行われています。

私たち福島県民は毎回上京し傍聴に入っておりますが、衝撃の真実が明らかになるにつれ、「この事故は人災だ」との思いを強くしています。

私たちは、二度と同じ被害者が生まれないように、責任を取るべき人にしっかりと取ってほしいという願いから、この裁判に関わり続けています。

そして、裁判官には福島の現地をぜひ見てほしいと願っています。



2018年6月15日「第17回公判」傍聴記 人見 やよい

岡本孝司さんは、証言台で「残念ながら」を連発した。311 前は非常用電源の高台設置は「残念ながら」要求されていなかった。安全上の機能を喪失しないと説明できれば安全審査は通っていた。津波によって多くの機器が使えなくなるとは「残念ながら」考えられていなかった。想定を上回る津波に対応するための議論は「残念ながら」行われていなかった。事故前は、対策が合理的に説明されていることが必須で、敷地を超える津波は、私の知る限り想定されていなかった。スマトラ沖地震で津波の被害を受け、非常用海水ポンプが水没したインドのマドラス原発については、311 の後で知ったので、「残念ながら」フォローアップはしていない。日本も世界もその問題を議論していない。事故前は、設計基準津波に対しての対策だけが求められていた…。

岡本さんの証言を聴きながら、頭がグラグラしていくのを感じた。原子力安全委員会の審査委員として、原発の安全性を審査してきた人の知見とはとても思えない。事故前、地元の主婦ですら電源の高台移転を要望していたことを、私は知っている！

<https://shien-dan.org/> 福島原発刑事訴訟支援団



第17回公判 証人
岡本孝司氏(東大教授 原子力工学)

東京電力福島第一原発事故の刑事責任を問う！

傍聴速報 Vol.3

東京電力旧経営陣 3 人が業務上過失致死傷罪で強制起訴された裁判は、現在、東京地裁 104 号法廷において、20 人を超える証人を呼ぶ集中審理が行われています。

私たち福島県民は毎回上京し傍聴に入っておりますが、衝撃の真実が明らかになるにつれ、「この事故は人災だ」との思いを強くしています。

そして、裁判官には福島の現場検証をしてほしいと強く願っています。どんな立地の場所で事故が起きたのか、総合的に立体的に五感を使って感じ取ってほしいのです。そのうえで、公正な判断をお願いしたいと思います。



人見 やよい

2018年5月30日、6月1日傍聴記

そ
う、
そ
う、
そ
う、
そ
う、
そ
う、
そ
う、
そ
う、
そ
う！

都司嘉宣(つじ・よしのぶ)さんは、古文書を読み解くことができる「歴史津波」の専門家。「福島県沖を含むどこでも津波地震が起こりうる」とした長期評価策定にも参加し、「歴史津波と照らし合わせれば福島県沖を襲う津波は13～15mになる」「最大15mの津波が来ると想定すべきだった」と証言してくれた。

被告側の弁護士は、都司さんの論文の変化に着目。「歴史津波の第一人者である都司先生～」というセリフを連発してしつこく質問を続けた。「第一人者である先生の過去の論文では、1611年慶長三陸地震を『海底地すべり』によるとしておられたのに、長期評価のときは『津波地震』と考えるおられたわけですか～」とネチネチ…。

しかし都司さん、少しも動ぜず。

「自然科学の研究者が、新たな知見で意見が変化しなかったらその方がおかしいんですよ」とにこやかに説明。長期評価の策定は数多くの専門家が繰り返し議論した上での総意であったことも証言してくれた。

「そう、そう、そう」と頷きながら証言する都司さん。人柄の良さも伝わってきた。

第13/14回公判 証人
都司嘉宣氏

(元東大地震研究所准教授)